

社援発 1001 第 2 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインの改正
について (通知)

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。)が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

就労支援は、本人にとって、就労に必要な知識・技能の習得や社会参加や自己実現の機会であり、さらには個人への就労支援を通じて地域資源の開拓や地域社会の基盤強化に寄与するものである。また、支援実績においても、法施行 3 年を経過し、就労・増収や自己肯定感・意欲の向上といった生活困窮者個人に対する支援の側面のみならず、個別支援を通じて生活困窮者の働く場を地域産業の担い手として結びつけることにより地域課題の解決を図っていくなど地域づくりにつながる仕組みを構築する側面の双方から着実にその成果を上げている。

認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)については、本人の状況に応じた多様な働き方を実現する場として重要であり、生活困窮者の支援の「出口」として期待が寄せられている。

支援の現場においても、

- ・ 相談者の適性やニーズに応じて一人ひとりに合った事業所開拓を行った上で、事業所内の支援体制を構築し、当該認定就労訓練事業所での一般就労を目指した支援の実施
- ・ 非雇用型の場合でも、経験などにより工賃を上げるなど本人の意欲向上のための支援段階の設定

といった取組により、一般就労に向けたステップアップが図られている事例がみられている等、中間的就労が果たすべき役割は大きいと認識しており、全国的に認定就労訓練

別添資料4

事業所の事業所数を増加させていくことが必要である。

このため、改正法により、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務規定を創設し、また、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）等の改正により、認定申請手続の簡素化を図っており、別添「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」についても、同旨の改正を行っているので、改正の趣旨やその具体的な内容について十分に御了知の上、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対し、その周知・徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、本通知の発出に伴い平成27年3月25日付け社援発0325第20号「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインについて」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。